

第 344 号丹波市商工会FAXレター

2022/2/9 発行

兵庫県中小法人・個人事業主等に対する一時支援金

【主な支給要件】※兵庫県飲食店等一時支援金の支給対象者は本支援金の対象となりません

- ① 国の月次支援金を受給していること（対象月：令和3年4月分～10月分までのいずれかひと月）
- ② 次の所在地・住所地在、国の月次支援金対象月において兵庫県内にあること
・中小法人等にあつては、法人の本店の所在地 ・個人事業主にあつては、事業者の住所地
- ③ 令和3年11月以降の燃料費、光熱水費及び原材料価格高騰の影響を受けていること
- ④ 事業継続に向けた取組みを行っている、又はその意思があること

【支給額】 中小法人等：20万円 / 個人事業主：10万円 ※1事業者につき1回限り

【申請受付期間】 令和4年1月20日（木）～令和4年2月28日（月）

【申請方法】 原則オンライン申請となります。郵送の場合はレターパックで提出してください。

申請書類等詳細はこちら→<https://web.hyogo-iic.ne.jp/shienkin>

【問合せ】 兵庫県中小法人等一時支援金事務局コールセンター TEL：050-8882-4908

兵庫県飲食店等一時支援金

【支給対象事業者】 以下の全てを満たす事業者が支給対象となります

- ① 兵庫県の「新型コロナ対策適正店認証制度」による認証を受けた飲食店等であること
- ② 対象店舗が、食品衛生法上の飲食店営業又は喫茶店の営業許可を、本支援金の申請日までに受け、営業の実態があること
- ③ 対象店舗が、令和3年11月以降の燃料費、光熱水費及び原材料価格高騰の影響を受けていること
- ④ 令和4年4月以降も、対象店舗の営業を継続する意思があること

【支給額】 1店舗あたり 10万円（一律額）

【申請受付期間】 令和4年1月17日（月）～令和4年2月22日（火）

【申請方法】 原則オンライン申請となります。郵送の場合はレターパックで提出してください。

申請書類等詳細はこちら→<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/ichijishienkin-insyoku.html>

【問合せ】 兵庫県飲食店向け協力金・一時支援金コールセンターTEL：078-361-2501

コロナ関連給付金等個別相談会のお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、現在、一時支援金や兵庫県飲食店等一時支援金、事業復活支援金など、複数の給付金情報が公開されています。そこで、商工会では以下の日程でコロナ関連給付金等個別相談会を行いますので、相談ご希望の方は、お電話にてお申込みください。

【個別相談日時】

2月10日（木）、15日（火）、17日（木）、24日（木）、3月3日（木）、10日（木）

時間はいずれも 10時～、11時～、13時～、14時～

【問合せ】 丹波市商工会 TEL：82-3476

第 344 号丹波市商工会FAXレター

2022/2/9 発行

New

事業復活支援金

【対象者】 ①と②を満たす中小法人・個人事業者が給付対象となり得ます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月（対象月）の売上高が
2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月（基準月）の売上高と比較して
50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

【給付額】 $(\text{基準期間の売上高}) - (\text{対象月の売上高}) \times 5$ か月分

※上限額（給付額は下記で定めた上限額を超えない範囲）

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～5億円	年間売上高 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%～50%	30万円	60万円	90万円	150万円

【申請受付期間】 令和4年1月31日（月）～令和4年5月31日（火）

事業復活支援金詳細はこちら→ <https://jigyuu-fukkatsu.go.jp>

【問合せ】 事業復活支援金事務局 相談窓口 TEL：0120-789-140

ひょうご あるくと大運動会

県内事業所対抗によるウォーキングイベントを開催します。ウォーキングアプリ「aruku&(あるくと)」をダウンロードして参加でき、開催期間中の参加者の歩数を事業所毎に競い合います。上位に入賞した事業所には賞品を提供します。（一部、個人賞もあり）

【実施期間】 参加申込期間：令和4年1月5日～3月18日（事業所）
令和4年4月1日～4月22日（個人）

イベント開催期間：令和4年5月10日～6月10日

【問合せ】 日本生命保険相互会社 京都西支社 柏原営業部 TEL:0795-72-0211



在籍型出向支援のご案内

産業雇用安定センターは、企業間の出向や再就職を支援することにより、「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体等が協力して設立された公益財団法人です。設立以来、21万件以上の出向・移籍の成立実績があり、全国47都道府県の地方事務所を通じ、無料で企業からの相談を承っています。特に本年度は、「雇用を守る出向支援プログラム 2020」をスタートし、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に雇用過剰となっている企業から人手不足が生じている企業への異業種間の在籍型出向（雇用シェア）の取り組みを強化しています。

「雇用を守る出向支援プログラム 2020」

<http://www.sangyokoyo.or.jp/important/p1ii5q0000002kwp.html>

【問合せ】 産業雇用安定センター 兵庫事務所 担当：村崎 TEL：078-366-4252

〒669-3601 丹波市氷上町成松 140-7 (本所) 現在の会員数 事業所 2059
☎ 0795-82-3476 / FAX 0795-82-7601 Eメール✉ info@tanba.or.jp